条約第十二号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約

日本国及びデンマーク王国は、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みにより当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

第二条　対象となる租税

1　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　復興特別所得税

(iv)　地方法人税

(v)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　デンマークについては、

(i)　国税である法人所得税

(ii)　国税である個人所得税

(iii)　地方税である個人所得税

(iv)　炭化水素税法に基づいて課される租税

(v)　年金投資収益税法に基づいて課される租税

(vi)　教会税

(vii)　配当に対する租税

(viii)　使用料に対する租税

（以下「デンマークの租税」という。）

2　この条約は、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国であって、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税での権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条　一般的定義

1　この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「デンマーク」とは、デンマーク王国をいい、地理的意味で用いる場合には、デンマーク王国の全ての領域（デンマーク王国の領海の外側に位置する区域であって、海底又はその下及び上部水域の天然資源の探査及び開発並びに当該区域の探査及び経済的な目的で行われる開発のための他の活動に関してデンマーク王国が主権的権利を行使することができる区域として国際法に従ってデンマークの法令によって指定したもの又は今後指定することがあるものを含む。）をいう。ただし、フェロー諸島及びグリーンランドを含まない。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はデンマークをいう。

(d)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(i)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　デンマークについては、税務大臣又は権限を与えられたその代理者

(j)　一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

(i)　当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人

(ii)　当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(k)　「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l)　「年金基金」とは、次の(i)から(iii)までに規定する要件を満たす者をいう。

一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

(i)　退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付することを主たる目的として運営されること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを主たる目的として運営されること。

(ii)　(i)に規定する活動に関して取得する所得について当該一方の締約国において租税の免除、軽減又は繰延べが与えられること。

(iii)　一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条　居住者

1　この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。